

時評



福島大学名誉教授
今野順夫

東 日本大震災から14年が過ぎた。被災地・福島県に居住し、全国の支援を受けつつ、復興を進めている者として、被害の実態を分析し、その教訓を明らかにしつつ伝え、今後の防災・減災に活かすことは、被災地の責任と考える。

2011年の震災直後から、研究者のみならず、震災復興のために先頭に立って活動する方々とともに、共同で打開の道を探求し続けてきた自主的な「ふくしま復興支援フォーラム」は、243回を数えている。

特に原発事故被災の実態は、予想を超えた過酷さを明らかにしたが、最近の第7次エネルギー基本計画閣議決定、原発帰郷の政策は、福島原発事故を「なかったもの」とするごとくであり許しがたい。原発事故の結果、一時は16万人を超える避難者があり、関連死者数が2348人となり、全国の関連死者数の6割を占めた。

原発事故に起因する避難は、放射能からできるだけ速く、遠くに、かつ長期に離れることが肝要であり、こうした長期的・

被災地の実態研究と分析は、防災・減災のための、被災地の責任

広域的避難が、災害関連死に結びつく危険性が高かった。

「災害関連死」とは、「災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」であり、「災害が原因で死亡した」との判断が必要である。市町村は、災害弔慰金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、医師、弁護士等を含む審議会その他の合議制の機関を置くように努めるもの(18条)としているが、筆者自身、福島県在住者として、福島県中通りの4つの市町村の審査会の一員として参加して、その実態の一部に接することができた。

都道府県のイニシアティブ(指導)で、制度設計などが行われるが、市町村によっては、その制度確立が、立ち遅れるところが出ており、市町村任せで、その制度の活用の積極性に差が生じている。ある自治体は、この時期に死亡した住民のすべてに、弔慰金制度の説明と具体的な手続きを周知したが、自治体の広報の一部に掲載することで、済ませたところもあり、申請率および認定率に差異が生じている。

各市町村毎の審査会の判断が異なり、審査の統一的な基準を求める声もあり、災害後の「期間」で関連死を推定する基準(案)も示されたが、福島県の場合には、

実態に合わない。

宮城県、岩手県の関連死が、1年以内の死亡者数が、97%及び93%を占めているが、福島県の関連死は、その40%が1年以降10年にまで広がっている。津波災害が主要な2県と、原発事故避難の下での福島県の災害関連死の状況の違いを明確にしている。原発事故特有の状況を明らかにしつつ、その因果関係を判断すべきと思われる。

被災地に父親が残り、母親と子ども等が避難する例も多い。父親は、家計の支柱として、被災地に残り、就労を継続する。休日、数百キロ離れた家族のもとに通うことが多く、極めて過酷な状況の中で、父親が過労で亡くなる事例もある。こうした関連死を防ぐために、関連死の実態を検討し、その救援の体制を予め整えることによって、関連死を防ぐことは可能であると考える。

福島県の隣県・宮城県では、東北電力女川原発の再稼働が開始した。女川原発は、事故を起こした福島第一原発と同じタイプの原発であり、このタイプでは初めての再稼働である。被災地・福島は、事故の実態を、明らかにしつつ、自らの体験に基づく警告を真剣に伝えるべきである。それこそ被災地の責任であるといえる。

(この としお)